

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

要求水準書

第Ⅱ編 運営・維持管理業務編

平成 25 年 8 月

(平成 25 年 10 月 4 日修正)

上 越 市

《目 次》

第1章 総則	1
第1節 事業概要	1
第2節 計画主要目	3
第3節 一般事項	4
第4節 運営・維持管理業務条件	8
第2章 運営・維持管理体制	10
第1節 業務実施体制	10
第2節 有資格者の配置	10
第3節 連絡体制	11
第3章 運転管理業務	12
第1節 本施設の運転管理	12
第2節 受付・計量業務	12
第3節 搬入管理	13
第4節 適正処理・適正運転	13
第5節 運転管理体制	13
第6節 用役の管理	13
第7節 運転計画の作成	13
第8節 運転管理記録の作成	14
第9節 処理生成物の搬出	14
第4章 維持管理業務	15
第1節 本施設の維持管理業務	15
第2節 保守管理	15
第3節 修繕工事	16
第4節 清掃	18
第5節 維持管理マニュアル	18
第6節 精密機能検査	18
第7節 長寿命化計画の作成及び実施	19
第5章 測定管理業務	20
第1節 本施設の測定管理業務	20
第2節 測定管理マニュアル	20
第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応	21
第4節 主灰処理物及び飛灰処理物の基準値を超過した場合の対応	23
第6章 防災管理業務	26
第1節 本施設の防災管理業務	26
第2節 二次災害の防止	26

第3節 緊急対応マニュアルの作成	26
第4節 自主防災組織の整備	26
第5節 防災訓練の実施	26
第6節 事故報告書の作成	26
第7章 関連業務.....	27
第1節 本施設の関連業務	27
第2節 植栽管理	27
第3節 施設警備・防犯	27
第4節 見学者対応	27
第5節 周辺住民対応	28
第6節 積雪対策	28
第7節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理	29
第8章 情報管理業務.....	30
第1節 本施設の情報管理業務	30
第2節 運営体制	30
第3節 運営マニュアル	30
第4節 運転	30
第5節 保守管理	31
第6節 補修工事	31
第7節 更新工事	31
第8節 保全工事	31
第9節 作業環境管理	31
第10節 清掃実施	32
第11節 測定管理	32
第12節 施設情報管理	32
第13節 業務完了報告	33
第14節 その他管理記録報告	33

用語の定義

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業要求水準書（第Ⅱ編 運営・維持管理業務編）で用いる用語を以下のとおり定義する。

本事業 : 上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業をいう。

本施設 : 本事業において設計・建設され、運営・維持管理される上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、特別高圧受変電設備棟、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、配管、構内サイン案内板、構内照明外灯、植栽等の事業実施区域内の設備及び建築物、工場棟から温浴施設（上越リゾートセンターくるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取合い点までの給水配管及びその付帯設備の一切を含めていう。

運営事業者 : 本施設の運営・維持管理業務を行う特別目的会社をいう。

特別目的会社
(S P C) : 本施設の運営・維持管理業務の実施のみを目的として設立される株式会社をいう。

事業契約 : 基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約の総称をいう。

事業実施区域 : 本事業を実施する区域をいう。

既存クリーンセンター : 上越市第1クリーンセンター及び上越市第2クリーンセンターをいう。

処理不適物 : 家電リサイクル法該当品目やパソコン、オードバイなどの上越市では収集しないごみ及び本施設で処理した場合、不具合が発生するものを総称していう。

第1章 総則

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業要求水準書（Ⅱ）運営・維持管理業務編（以下、「本要求水準書」という。）は、上越市（以下、「市」という。）が発注する「上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業」（以下、「本事業」という。）の運営・維持管理業務に適用する。

第1節 事業概要

1. 一般概要

市では、市内で発生する燃やせるごみ等の焼却処理を上越市第1クリーンセンター（昭和63年11月竣工）及び上越市第2クリーンセンター（平成7年3月竣工）（以下2施設をあわせて「既存クリーンセンター」という。）で行ってきた。しかし、上越市第1クリーンセンターは稼働後24年、上越市第2クリーンセンターは稼働後18年を経過し、老朽化が進行しており、さらに生ごみの資源化等によるごみの高カロリー化により、ごみ焼却処理率も低下している。

こうした状況を踏まえて、燃やせるごみ等の焼却処理を行う新たな一般廃棄物処理施設（以下「本施設」という。）を整備することを決定した。また、平成24年3月に策定した「（仮称）上越市新クリーンセンター施設整備事業計画」において、施設の性能や民間活力を導入した事業手法など等の基本的な本施設の方針を策定する際に、新たな上越市廃棄物処理施設整備に係る次の5つの基本方針を策定した。

上越市廃棄物処理施設整備に係る基本方針

- 1) 安心、安全で安定した施設
- 2) 環境保全に限りなく配慮した施設
- 3) エネルギーと資源の回収に優れた施設
- 4) 周辺環境に調和した施設
- 5) 経済性に優れた施設

2. 基本事項

1) 事業名

上越市廃棄物処理施設整備及び運営事業

2) 施設規模

170t/24h（85t/24h×2炉）

3) 建設場所

4) 敷地面積

第 I 編「第 1 章 第 1 節 2. 4) 敷地面積」参照

3. 運営事業者の業務範囲

運営事業者の業務範囲は、本施設に関する以下の業務とする。なお、本業務における本施設とは、上越市廃棄物処理施設をいい、工場棟、管理棟のほか、業務実施区域内に存在する全ての施設、設備、構造物及び植栽等を示している。また、業務実施区域外の工場棟から温浴施設（くるみ家族園）に温水を供給するための配管及びその付帯設備、水源井揚水設備、水源井揚水設備から井水取合い点までの給水配管及びその付帯設備も本施設に含むものとする。

本施設の概要をまとめると表 1-1 に示すとおりである。

- 1) 運転管理業務
- 2) 維持管理業務
- 3) 測定管理業務
- 4) 防災管理業務
- 5) その他関連業務
- 6) 情報管理業務

表 1-1 本施設の概要

施設名称	概 要		
工場棟（高効率 ごみ発電施設）	①処理対象物	燃やせるごみ、燃やせないごみ破碎残渣、し尿し渣、し尿沈砂、下水道し渣、動物の死骸、災害廃棄物、し尿汚泥、	
	②処理方式	ストーカ式焼却方式	
	③施設規模	170 t/24h（85 t/24h×2 炉）	
管理棟	計量機	①形式	ロードセル式（4 点支持式）
		②数量	3 基（搬入用 2 基、搬出用 1 基）
その他 関連施設等	特別高圧電力受変電所、鉄塔、調整池、洗車棟、庁用車庫、駐車場、構内道路、燃料貯蔵所、構内案内板、外灯、植栽、その他		

4. 運営・維持管理業務期間

本事業における運営・維持管理業務期間（以下、「本業務期間」という。）は、平成 29 年 10 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日までの約 20 年 6 ヶ月とする。ただし、運営事業者は市が本施設を約 30 年間使用する計画であることを前提として運営・維持管理業務を行うものと

する。

第2節 計画主要目

1. 計画年間処理量

第I編「第1章 第2節 1. 処理能力」参照

2. 計画ごみ質

第I編「第1章 第2節 2. 計画ごみ質」参照

3. ごみの搬入出

第I編「第1章 第2節 3. ごみの搬入出」参照

4. 余熱利用計画

第I編「第1章 第2節 5. 余熱利用計画」参照

5. 公害防止基準

第I編「第1章 第3節 1. 公害防止基準」参照

6. 処理生成物の基準

第I編「第1章 第2節 7. 処理生成物の基準」参照

7. 敷地周辺設備

第I編「第1章 第1節 5. 4) 敷地周辺設備」参照

8. 本施設の要求性能

本要求水準書に示す施設の要求性能とは、要求水準書及び事業提案書が定める、本施設が備えているべき性能及び機能をいう。

第3節 一般事項

1. 本要求水準書の遵守

運営事業者は、本要求水準書に記載される要件について、本業務期間中遵守すること。

2. 関係法令等の遵守

運営事業者は、本業務期間中、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「労働安全衛生法」等の関係法令等を遵守すること。

3. 環境影響評価書の遵守

運営事業者は、本業務期間中、本事業に係わる環境影響評価書を遵守すること。また、市が実施する調査または運営事業者が自ら行う調査により、環境に影響が見られた場合は、市と協議の上、対策を講じること。

表 1-2 関係法令等例示

<ul style="list-style-type: none"> ● 環境基本法 ● 循環型社会形成推進基本法 ● 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● エネルギーの使用の合理化に関する法律 ● 大気汚染防止法 ● 水質汚濁防止法 ● 騒音規制法 ● 振動規制法 ● 悪臭防止法 ● ダイオキシン類対策特別措置法 ● 土壌汚染対策法 ● 都市計画法 ● 森林法 ● 河川法 ● 宅地造成等規制法 ● 道路法 ● 農地法 ● 建設業法 ● 建築士法 ● 建築基準法 ● 消防法 ● 航空法 ● 労働基準法 ● 計量法 ● 電波法 ● 有線電気通信法 ● 高圧ガス保安法 ● 電気事業法 ● 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 ● 水道法 ● 労働安全衛生法 ● 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ● 景観法 ● 駐車場法 ● 発電用火力設備に関する技術基準を定める省令 	<ul style="list-style-type: none"> ● 道路構造令 ● ボイラ構造規格 ● 圧力容器構造規格 ● クレーン構造規格 ● 内線規程 ● 日本工業規格(JIS) ● 電気規格調査会標準規格(JEC) ● 日本電機工業会標準規格(JEM) ● 日本電線工業会標準規格(JCS) ● 日本照明器具工業会規格(JIL) ● 日本油圧工業会規格(JOHS) ● 日本農林規格(JAS) ● ごみ処理施設性能指針 ● 建設産業における生産システム合理化指針 ● 廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱 ● 廃棄物焼却施設解体作業マニュアル ● 国土交通省公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編) ● ごみ処理施設整備の計画設計要領 ● 国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 ● 新潟県福祉のまちづくり条例 ● 新潟県建設生産システム合理化指導要綱 ● 新潟県建築基準条例 ● 上越市環境基本条例 ● 上越市自然環境保全条例 ● 上越市生活環境の保全等に関する条例 ● 上越市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 ● 上越市人にやさしいまちづくり条例 ● 上越市景観条例及び同施行規則 ● 公共建築物ユニバーサルデザイン指針(上越市) ● 上越市建設工事元下請関係適正化指導要綱 ● 上越市景観計画 <p>その他諸法令、規格等</p>
--	--

4. 一般廃棄物処理実施計画の遵守

運営事業者は、本業務期間中、市が毎年度定める「一般廃棄物処理実施計画」を遵守すること。

5. 官公署等の指導等

運営事業者は、本業務期間中、官公署等の指導等に従うこと。なお、法改正等に伴い本施設の改造等が必要な場合の措置については、その費用の負担を含め別に定めることとする。

6. 官公署等申請への協力

運営事業者は、市が行う運営・維持管理に係る官公署等への申請等に全面的に協力し、市の指示により必要な書類・資料等を提出しなければならない。なお、運営事業者が行う運営・維持管理に係る申請に関しては、運営事業者の責任により行うこと。

7. 官公署等への報告等

運営事業者は、官公署等から本施設の運営・維持管理に関する報告等を求められた場合、速やかに対応すること。なお、報告にあたっては、同内容を市に報告し、その指示に基づき対応すること。

8. 市への報告

- 1) 運営事業者は、市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。
- 2) 定期的な報告は、「第8章 情報管理業務」に基づくものとし、緊急時・事故時等は、「第1章 第3節 11. 緊急時対応」に基づくこと。

9. 市の検査等

運営事業者は、市が実施する運営・維持管理全般に対する検査等に全面的に協力すること。また、この検査等において、市が本施設の運営・維持管理に関する記録、資料等の提出を求めた場合、速やかに報告すること。

また、運営事業者は市が検査等を実施する場合、本施設の運転を調整する等の協力を実施すること。

10. 労働安全衛生・作業環境管理

- 1) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した安全衛生管理体制について市に報告すること。安全衛生管理体制には、ダイオキシン類のばく露防止上必要な管理者、組織等の体制を含めて報告すること。

なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。

- 3) 運営事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進すること。
- 4) 運営事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、従事者に使用させること。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態が保てるようにしておくこと。
- 5) 運営事業者は、「廃棄物ごみ焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」(以下「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」という。)(基発第 401 号の 2、平成 13 年 4 月 25 日)に基づきダイオキシン類対策委員会(以下「委員会」という。)を設置し、委員会において「ダイオキシン類へのばく露防止推進計画」を策定し、遵守すること。なお、委員会には、廃棄物処理施設技術管理者等市が定める者の同席を要すること。
- 6) 運営事業者は、「ダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき、従事者のダイオキシン類ばく露防止対策措置を行うこと。
- 7) 運営事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順(安全作業マニュアル)を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図ること。
- 8) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図ること。
- 9) 運営事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、市と協議の上、施設の改善を行うこと。
- 10) 運営事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、従業者に対して健康診断を実施し、その結果及び就業上の措置について市に報告すること。
- 11) 運営事業者は、従業者に対して、定期的に安全衛生教育を行うこと。
- 12) 運営事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行うこと。訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。
- 13) 運営事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つこと。

11. 緊急時対応

- 1) 運営事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。
- 2) 運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、市への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行うこと。なお、運営事業者は、作成した緊急対応マニュアルについては、緊急対応が安全、かつ速やかに行えるよう、必要に応じて見直し改定するなど、随時改善を図らなければならない。
- 3) 運営事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を

変更した場合は、速やかに市に報告すること。

4) 緊急時に防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

また、訓練の開催については、事前に市に連絡し、市の参加について協議すること。

5) 事故が発生した場合、運営事業者は直ちに、事故の発生状況、事故時の運転記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

1 2. 急病等への対応

1) 運営事業者は、本施設の利用者等の急な病気・けが等に対応できるように、簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生に対応マニュアルを整備すること。

2) 運営事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備すること。

3) 本施設に設置してある AED の維持管理等を定期的実施すること。

1 3. 災害発生時の協力

震災その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を市が実施しようとする場合、運営事業者はその処理処分に協力すること。

1 4. 既存クリーンセンター解体工事等への協力

運営事業者は、今後市が予定している既存クリーンセンター解体工事等を実施に際し、構内道路の相互利用等の協力を行うこと。詳細は市の指示に基づき対応すること。

1 5. 保険

運営事業者は本施設の運営に際して、労働者災害補償保険、第三者への損害賠償保険等の必要な保険に加入すること。また、保険契約の内容及び保険証書の内容については、事前に市の承諾を得る。

なお、市は、本施設の所有者として、保険に加入の予定であるが、加入先は未定である。

1 6. 地域振興

本施設の維持管理・運営にあたっては、市の住民に対する雇用促進のほか、市内企業等を活用するための手法等について、積極的に提案すること。

1 7. 工事元請下請関係の適正化

建設産業における生産システム合理化指針（建設省経構発第 2 号平成 3 年 2 月 5 日）、新潟県建設生産システム合理化指導要綱（平成 25 年 4 月 1 日）及び上越市建設工事元請下請関係適正化指導要綱（市）の趣旨を十分に理解し、関係事業者との適切な関係を築くこと。

第4節 運営・維持管理業務条件

1. 運営・維持管理

本業務は、次に基づいて行うものとする。

- 1) 事業契約書
- 2) 要求水準書（第 I 編 設計・建設業務編）
- 3) 本要求水準書
- 4) 事業提案書
- 5) その他市の指示するもの

2. 提案書の変更

原則として提出された事業提案書は変更できないものとする。

ただし、本業務期間中に本要求水準書に適合しない箇所が判明した場合には、運営事業者の責任において本要求水準書に適合するよう改善しなければならない。

3. 要求水準書記載事項

1) 記載事項の補足等

本要求水準書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って運営・維持管理することを妨げるものではない。本要求水準書に明記されていない事項であっても、施設を運営・維持管理するために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

2) 参考図等の取扱い

本要求水準書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。運営事業者は「(参考)」と記載されたものについて、施設を運営・維持管理をするために当然必要と思われるものについては、全て運営事業者の責任と負担において補足・完備させなければならない。

4. 契約金額の変更

上記 2. 3. の場合、契約金額の増額等の手続きは行わない。

5. 本業務期間終了時の引渡し条件

運営事業者は、本業務期間終了時において、以下の条件を満たし、本施設を市に引き渡すこと。市は、本施設の引渡しを受けるに際して、引渡に関する検査を行う。

- 1) 市が本要求水準書に記載の業務を行うにあたり支障が無いよう、市が指示する内容の業務の市への引継ぎを行うこと。引継ぎ項目には、各施設の取扱説明書（本業務期間中に修正・更新があれば、修正・更新後のものも含む。）、本要求水準書及び事業契約書に基づき運営事業者が整備作成する図書を含むものとする。
- 2) 建物の主要構造部等に、大きな破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 3) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態であること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な汚損・劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 4) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしていること。ただし、継続使用に支障のない程度の軽度な性能劣化（通常の経年変化によるものを含む。）を除く。
- 5) 事業期間終了時に、補修計画をそれまでの補修実績と比較し、乖離がある場合は検証を行い、計画の再策定後、その結果を市へ報告すること。
- 6) 事業期間終了時に、それまでの補修及び維持管理実績を考慮し見直した長寿命化計画を再策定し、当初計画との比較を行った結果、乖離がある場合は検証を行い、その結果を市へ報告すること。
- 7) 事業期間終了時に事業期間終了後1年間の運転に必要な予備品・消耗品を用意すること。
- 8) 次期運営事業者に対し、最低3ヶ月間の運転教育を行うこと。なお、教育方法等は、運営事業者が策定し、市の承諾を得ること。また、市は本事業期間中に作成した図書、資料、蓄積したデータ及びノウハウ等については、次期運営事業者に対し、原則としてすべてを開示するものとする。
- 9) その他、本業務終了時における引渡し時の詳細条件は、市と運営事業者の協議によるものとし、平成44年度（運営開始後16年目）の時点において、事業期間終了後の本施設の取扱について、市と協議を開始すること。

第2章 運営・維持管理体制

第1節 業務実施体制

- 1) 運営事業者は、本業務の実施にあたり、適切な業務実施体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、運転管理業務、維持管理業務、測定管理業務、防災管理業務、関連業務、情報管理業務等の各業務に適切な業務実施体制を整備すること。
- 3) 運営事業者は、整備した業務実施体制について市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に市に報告すること。

第2節 有資格者の配置

- 1) 運営事業者は、廃棄物処理施設技術管理者の資格を有し、廃棄物を対象としたエネルギー回収推進施設の現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置すること。
- 2) 運営事業者は、ボイラータービン主任技術者及び電気主任技術者を配置すること。
- 3) 運営事業者は、本業務を行うにあたりその他必要な有資格者を配置すること。なお、関係法令、所轄官庁の指導等を遵守する範囲内において、有資格者の兼任も認めるものとする。
- 4) 運営事業者は、試運転時に必要と認められる場合は、必要な有資格者を試運転時に配置すること。

表 2-1 維持管理・運営必要資格（参考）

資格の種類	主な業務内容
廃棄物処理施設技術管理者	本施設の維持管理に関する技術上の業務を担当
安全管理者	安全に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
衛生管理者	衛生に係る技術的事項の管理（常時 50 人以上の労働者を使用する事業場）
酸素欠乏危険作業主任者	酸欠危険場所で作業する場合、作業員の酸素欠乏症を防止する
防火管理者	施設の防火に関する管理者
危険物保安監督者・危険物取扱者	危険物取扱作業に関する保安・監督
第 1 種圧力容器取扱作業主任者	第 1・2 種圧力容器の取扱作業
クレーン運転士	クレーンの運転
電気主任技術者	電気工作物の工事維持及び運用に関する保安の監督
ボイラー・タービン主任技術者	ボイラー・タービンの工事維持及び運用に関する保安の監督
特定化学物質等作業主任者	焼却灰の取扱い、焼却炉・集じん機等の保守・点検等業務

※業務内容については、関係法令を遵守すること。

※その他運営を行うにあたり必要な資格がある場合は、その有資格者を置くこと。

第3節 連絡体制

運営事業者は、平常時及び緊急時の市等への連絡体制を整備すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に市に報告すること。

第3章 運転管理業務

第1節 本施設の運転管理

運営事業者は、本施設を適切に運転し、本施設の要求性能（第1章 第2節 8. 本施設の要求性能参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し適切に処理すると共に、経済的運転に努めた運転管理業務を行うこと。また、業務期間を通じて売電量が多くなるよう努めること。

第2節 受付・計量業務

- 1) 運営事業者は、要求水準書添付資料-17「現状の上越市第2クリーンセンターにおける計量業務関連資料」を参考に、受付・計量業務による市民へのサービス等のレベルが現状以上となるように対応すること。
- 2) 運営事業者は、安全かつ効率的に受付を行うこと。
- 3) 運営事業者は、計量が必要な搬入・搬出車両を計量棟において計量し、その記録を管理するものとする。
- 4) 受付日は、月曜日から土曜日とする。また、日曜日及び年始（1月1日～1月3日）は休業日とする。ただし、今後変更があった場合や、市から要請があった場合は、可能な限り対応すること。なお、これに伴い、費用の追加が必要な場合には、市と事業者が協議して決定する。
- 5) 利用時間は、原則、8時30分から11時30分及び13時00分から16時30分とする。ただし、8月中旬や正月明け等のごみ量が多い時期、積雪等の道路事情で収集車が16時30分間に合わない場合等も柔軟に対応を行うこと。
- 6) 受託者は、現金でごみ処理手数料の支払いをする者から、市が定める金額を市が定める方法で徴収すること。領収証書の様式等については、市と協議の上、決定すること。
- 7) 運営事業者は、徴収した処理手数料については、その翌日までに、必要な書類とあわせて収納すること。また、収納する現金及び関係書類の確認方法等の詳細については、市と協議のうえ決定すること。
- 8) 料金後納の場合の伝票及び廃棄物の量を証明する伝票（計量票）等の発行のほか、必要に応じて処理にかかる証明書等の発行を行うこと。また、料金後納入の場合の伝票等の管理等を行うこと。詳細については市と協議のうえ計画すること。
- 9) 運営事業者は、直接搬入車両及び許可車両にてごみを搬入しようとする者の処理対象物について、性状、形状、内容等を確認すること。確認方法等の詳細については市と協議のうえ計画すること。
- 10) 運営事業者は、混載ごみを搬入する直接搬入車両に対し、ごみに種類毎に個別に計量できるように受付を実施すること。
- 11) 運営事業者は、直接搬入車両に対し、本施設内のルートとごみの降ろし場所について、案内・指示を行うこと。

- 1) 動物の死骸の受付を行うこと。また、必要に応じ、解体処理等の本施設に必要とされる処理を行うこと。

第3節 搬入管理

- 1) 運営事業者は、プラットホームにおいて、安全確認員を配置し、車両の誘導、プラットホームの安全確認を行うこと。
- 2) 運営事業者は、一般住民が直接搬入する処理対象物の荷下ろし時に適切な指示及び補助を行うこと。
- 3) 運営事業者は、展開検査（パッカー車等の中身の検査）を行うこととし、実施にあたっては計画書を策定し、市の承諾を得ること。
- 4) 運営事業者は、本施設の処理不適物を処理しないものとし、これらを搬入した者に持ち帰らせること。また、搬入した者が持ち帰りに応じないなどの理由により、処理不適物等が残った場合の対応には、市と協議し決定すること。

第4節 適正処理・適正運転

- 1) 運営事業者は、関係法令、高効率ごみ発電施設の公害防止基準等を遵守し、搬入された廃棄物を適正に処理すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の運転が、関係法令、公害防止基準等を満たしていることを自らが行う検査によって確認すること。

第5節 運転管理体制

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、運転管理体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した運転管理体制について市に報告すること。なお、体制を変更する場合は、やむを得ない事情がある場合を除き、事前に市に報告すること。

第6節 用役の管理

- 1) 運営事業者は、本施設を適切に運転するために、適切な用役管理を実施すること。
- 2) 災害時等において、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等の供給が途絶えた場合に備えて、本施設を稼働するために必要な燃料、用水及び薬剤等を常に最大日使用量の3日以上貯留している状態を保つように管理すること。

第7節 運転計画の作成

- 1) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の保守管理、修繕工事等を考慮した年間運転計画を毎年度作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、年間運転計画に基づき、月間運転計画を作成し、市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、年間運転計画及び月間運転計画を必要に応じて変更すること。なお、変更

にあたっては市の承諾を得ること。

- 4) 運営事業者は、年度別の計画処理量に基づく施設の維持管理に関する用役の調達等を考慮した年間調達計画を毎年度作成し、市の承諾を得ること。
- 5) 運営事業者は、年間調達計画に基づき、月間調達計画を作成し、市の承諾を得ること。

第8節 運転管理記録の作成

- 1) 運営事業者は、各設備機器の運転データ、電気・上水等の用役データを記録するとともに、分析値、保守管理、修繕工事等の内容を含んだ運転日報、月報、年報等を作成しなければならない。

第9節 処理生成物の搬出

- 1) 処理生成物は市が最終処分場等へ運搬する。運営事業者は市が処理生成物を搬出する際の、車両への処理生成物の積み込み、計量等の作業を実施すること。また、処理生成物の搬出について必要な協力を行うこと。
- 2) 処理生成物の搬出は、週2回程度を想定しているが、処理生成物の搬出頻度、積込作業、計量等の詳細については市と協議して決定すること。

第10節 性能試験の実施

- 1) 運営事業者は、第I編「第1章第7節 性能保証」に示された引渡し性能試験項目のうち、運営開始後に実施する項目を、建設事業者の立会い指導のもと、運営事業者が市と合意した期日に実施すること。

第4章 維持管理業務

第1節 本施設の維持管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、搬入される廃棄物を、関係法令、公害防止条件等を遵守し、適切な処理が行えるように、本施設の維持管理業務を行うこと。

第2節 保守管理

保守管理とは、本施設を適正に維持管理していくための法定点検、法定点検以外の保守点検、機器の調整、日常的な小部品の取り換えなどの一切の管理を指す。

1. 保守管理計画書の作成

- 1) 保守管理計画書は、運営期間中の毎年度分を作成することとし、当該年度の前年度までに保守管理計画書を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 保守管理計画書のうち、法定点検に関する計画は表 4-1 の内容（機器の項目、頻度等）を参考に作成すること。
- 3) 保守管理計画書は、運転の効率性や安全性、操炉を考慮し計画すること。
- 4) 未使用時の設備・機器については、使用時との環境が異なるものもあるため、特に留意した保守管理を実施すること。
- 5) 日常点検で異常が発生した場合や故障が発生した場合等は、運営事業者は臨時点検を実施すること。

表 4-1 法定点検、検査項目（参考）

設備名	法律名		備考
ボイラー	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 2 年に 1 回以上
タービン	電気事業法	第 42 条 保安規定 第 55 条 定期安全管理審査	定期検査 4 年に 1 回以上
クレーン	労働安全衛生法 クレーン等安全規則 定期自主検査	第 34 条 荷重試験等 第 35 条 ブレーキ、ワイヤーロープ等 第 36 条 作業開始前の点検 第 40 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 作業開始前 2 年に 1 回以上
エレベータ	労働安全衛生法 クレーン等安全規則	第 154 条 定期自主検査 第 155 条 定期自主検査 第 159 条 性能検査	1 年に 1 回以上 1 月に 1 回以上 1 年未満～2 年以内に 1 回以上
	建築基準法	第 12 条	1 年に 1 回以上
第 1 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 67 条 定期自主検査 第 73 条 性能検査	1 月に 1 回以上 1 年に 1 回以上
第 2 種圧力容器	労働安全衛生法 ボイラー及び圧力容器安全規則	第 88 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上
小型ボイラー及び	労働安全衛生法	第 94 条 定期自主検査	1 年に 1 回以上

設備名	法律名		備考
小型圧力容器	ボイラー及び圧力容器安全規則		
計量器	計量法	第 21 条定期検査	2 年に 1 回以上
貯水槽	水道法施行規則	第 56 条 検査	1 年に 1 回以上
地下タンク	消防法	第 14 条の 3	消防法の規定による
消防用設備	消防法 施行規則 第 31 条の 6 点検の内容及び方法		外観点検 3 月に 1 回以上 機能点検 6 月に 1 回以上 総合点検 1 年に 1 回以上
その他必要な項目	関係法令による		関係法令の規定による

2. 保守管理の実施

受託者は、保守管理計画書に基づき、保守管理を実施すること。

3. 保守管理計画書の報告

- 1) 保守管理実施結果報告書を作成し市へ報告すること。
- 2) 保守管理実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または市との協議による年数保管すること。

第3節 修繕工事

修繕工事とは、本施設について劣化した機能の改善またはより良い機能の発揮を目的に行う補修工事、更新工事及び保全工事を指す。

1. 補修工事

補修工事とは、本施設の劣化した部分、部材、機器または低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させる補修または部分的な交換を指す。

- 1) 補修工事計画書の作成
 - ① 運営事業者は、表 4-2 を参考に補修工事計画書を作成すること。
 - ② 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の補修工事計画書を作成し、市の承諾を得ること。
 - ③ 運営期間を通じた補修工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。
 - ④ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間補修工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、市の承諾を得ること。
 - ⑤ 補修工事実施に際して、補修工事実施前までに詳細な補修工事実施計画書を作成し、市の承諾を得ること。

表 4-2 補修工事の分類（参考）

作業区分		概要	設備・機器（例）	
補修工事	予防保全	時間基準保全	<ul style="list-style-type: none"> 具体的な劣化の兆候を把握しにくい、あるいはパッケージ化されて損耗部のみのメンテナンスが行いにくいもの。 構成部品に特殊部品があり、その調達期限があるもの。 	コンプレッサ、ブロワ、電気計装部品、電気基板等
		状態基準保全	<ul style="list-style-type: none"> 摩耗、破損、性能劣化が、日常稼動中あるいは定期点検において、定量的に測定あるいは比較的容易に判断できるもの。 	耐火物損傷、ボイラー水管の摩耗、排水設備の腐食等
	事後保全	<ul style="list-style-type: none"> 故障してもシステムを停止せず容易に保全可能なもの（予備系列に切り替えて保全できるものを含む）。 保全部材の調達が容易なもの。 	照明装置、予備系列のあるコンベヤ、ポンプ類	

2) 補修工事の実施

運営事業者は、補修工事实施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために補修工事を行うこと。

3) 補修工事实施の報告

- ① 運営事業者は、補修工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、補修工事实施結果報告書を作成し、市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間補修工事实施結果報告書を作成し、市へ報告すること。
- ③ 補修工事实施結果報告書及び年間補修工事实施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または市との協議による年数保管すること。

2. 更新工事

更新工事とは、本施設の劣化した機器または装置を全交換することで低下した性能若しくは機能を初期の性能水準または実用上支障のない性能水準まで回復させることを指す。

1) 更新工事計画書の作成

- ① 運営事業者は、運営期間を通じた本施設の更新工事計画書を作成し、市の承諾を得ること。
- ② 運営期間を通じた更新工事計画書は、保守管理実施結果報告書に基づき毎年度更新し、市の承諾を得ること。
- ③ 保守管理実施結果報告書に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の年間更新工事計画書を当該年度の前年度までに作成し、市の承諾を得ること。
- ④ 更新工事实施に際して、更新工事实施前までに詳細な更新工事实施計画書を作成し、市の承諾を得ること。

2) 更新工事の実施

運営事業者は、更新工事実施計画書に基づき、本施設の性能水準を維持するために更新工事を行うこと。

3) 更新工事実施の報告

- ① 運営事業者は、更新工事が完了した時は、必要に応じて試運転及び性能試験を行い、その結果も含めて、更新工事実施結果報告書を作成し、市へ報告すること。
- ② 運営事業者は、各年度の年間更新工事実施結果報告書を作成し、市へ報告すること。
- ③ 更新工事実施結果報告書及び年間更新工事実施結果報告書は適切に管理し、法令等で定められた年数または市との協議による年数保管すること。

3. 保全工事

保全工事とは、本施設の要求性能の維持や公害防止基準の遵守と直接的な関連はないが、運営時の使い勝手や効率性を考慮し、点検・修理・交換等を行うことを指す。

運営事業者は、適切な補修工事を行うこと。特に照明設備、空調設備及び換気設備等の建築設備の修理・交換、構内案内板の修理・交換、構内白線引き等について配慮すること。

第4節 清掃

運営事業者は、運営期間を通じ本施設を常に清掃し、清潔に保つこと。特に見学者等第三者の立ち入る場所は、常に清潔な環境を維持すること。

運営事業者は、清掃計画書を作成し、市の承諾を得ること。清掃計画書に基づき清掃を実施すること。また、清掃実施結果報告書を市へ報告すること。

第5節 維持管理マニュアル

- 1) 運営事業者は、業務期間にわたり本施設の適切な維持管理を行っていくため、維持管理について基準化した維持管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は、維持管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては市の承諾を得ること。

第6節 精密機能検査

- 1) 運営事業者は、3年に1回以上の頻度で、精密機能検査を実施すること。
- 2) 精密機能検査の結果を踏まえ、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を維持するために必要となる各種計画の見直しを行うこと。

第7節 長寿命化計画の作成及び実施

- 1) 運営事業者は、本業務期間を通じた長寿命化計画を作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 本業務期間を通じた長寿命化計画は、点検・検査、補修、精密機能検査、機器更新等の履歴に基づき毎年度更新し、その都度、市の承諾を得ること。
- 3) 運営事業者は、長寿命化計画に基づき、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を維持するために、維持管理を行うこと。

第5章 測定管理業務

第1節 本施設の測定管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な測定管理業務を行うこと。

第2節 測定管理マニュアル

運営事業者は、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度を基に測定管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。なお、作成にあたっては表 5-1 の項目及び頻度と同等以上とすること。

本施設の運営の状況をより効果的に把握することが可能な測定項目等について運営事業者及び市が合意した場合、表 5-1 に示した測定項目及び測定頻度は適宜、変更されるものとする。また、法令改正等により測定項目の変更する必要がある場合は、別途協議するものとする。

運営事業者は、測定管理マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては市の承諾を得ること。

表 5-1 業務期間中の測定項目

項目		頻度	備考
大 気	ばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素	4回/年	各 炉 (1回当たり2検体/炉以上)
	酸素、一酸化炭素、硫黄酸化物、窒素酸化物、塩化水素、ばいじん	連続測定	各 炉
	ダイオキシン類測定	4回/年	各 炉 (1回当たり1検体/炉以上)
	粉じん	1回/年	4地点
ごみ質	種類別組成	1回/月	
	三成分、低位発熱量(計算値、実測値)、単位体積重量	1回/月	
主灰処理物	重金属の溶出試験	2回/年	
	鉛の溶出試験	1回/週	※簡易測定
	ダイオキシン類測定	1回/年	
	熱灼減量	1回/月	
	含水率	1回/週	
	特定化学物質の含有量	1回/6月	総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、シアン化合物、セレン、ふっ素化合物
		1回/年	銅、亜鉛、マンガン、総クロム、シアン化合物、全窒素
放射性物質量	1回/月	放射性ヨウ素 (I131)、放射性セシウム (Cs134, 137)	
飛灰処理物	重金属の溶出試験	2回/年	

	鉛の溶出試験	1回/週	※簡易測定
	ダイオキシン類測定	1回/年	
	含水率	1回/週	
	特定化学物質の含有量	1回/6月	総水銀、カドミウム、鉛、六価クロム、シアン化合物、セレン、ふっ素化合物
		1回/年	銅、亜鉛、マンガン、総クロム、シアン化合物、全窒素
放射性物質量	1回/月	放射性ヨウ素 (I131)、放射性セシウム (Cs134, 137)	
騒音	騒音測定	1回/年	4地点
振動	振動測定	1回/年	4地点
悪臭	臭気指数測定	1回/年	4地点
作業環境	ダイオキシン類濃度測定	2回/年	必要地点
	二硫化炭素濃度測定	2回/年	必要地点
	粉じん濃度測定	2回/年	必要地点
周辺環境 (土壌)	ダイオキシン類濃度測定	1回/年	5地点/回
周辺環境 (大気)	ダイオキシン類濃度測定	1回/年	3地点/回

※1：簡易測定 主灰処理物及び飛灰処理物の鉛の溶出量に係る簡易測定の方法は、「産業廃棄物に含まれる金属などの検定方法」(昭和48.2.17環境庁告示第13号)のうち、埋立処分の方法を遵守すること。ただし、告示中の「第二 検定の方法」は、運営事業者の提案する方法に代えることも可能とする。簡易測定の結果は、7日以内に市へ報告すること。

※2：特定化学物質の含有量

「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律」に基づく特定化学物質排出量の把握

第3節 排ガスの基準値を超過した場合の対応

1. 要監視基準と停止基準

1) 基準の区分

運営事業者による本施設の運営が環境面から適切に実施されているかの判断基準として、要監視基準と停止基準を設定する。要監視基準は、その基準を上回った場合、前項で示した計測の頻度を増加させる等の監視強化を行うための基準である。停止基準は、その基準を上回った場合、本施設を停止しなくてはならない基準である。

2) 対象項目

要監視基準及び停止基準の設定の対象となる測定項目は、本施設からの排ガスに関する環境計測項目のうち、ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物、一酸化炭素、ダイオキシン類とする。

3) 基準値及び測定方法

停止基準の基準値及び判定方法については、表 5-2 に示すとおりとする。なお、要監視基準の基準値については、運営事業者の提案によるものとする。

表 5-2 排ガスの要監視基準及び停止基準

区分	物質	要監視基準		停止基準	
		基準値	判定方法	基準値	判定方法
連続計測項目	ばいじん [g/m ³ N]		1 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、本施設の監視を強化し、改善策の検討を開始する。	0.02	1 時間値平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
	硫黄酸化物 [ppm]			50	
	塩化水素 [ppm]			30	
	窒素酸化物 [ppm]			100	
	一酸化炭素 [ppm]		瞬時値のピークを極力発生させないように留意する。	30	4 時間平均値が左記の基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。
バッチ計測項目	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]		—	0.1	定期バッチ計測データが左記の基準値を逸脱した場合、直ちに追加測定を実施する。この 2 回の測定結果が基準値を逸脱した場合、速やかに本施設の運転を停止する。

※煙突出口、乾きガス：O₂ 12%換算値

2. 要監視基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、要監視基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 要監視基準値を逸脱した原因の解明
- 2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（市による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（市による確認）
- 5) 改善作業完了後の運転データの確認（市による確認）
- 6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3. 停止基準値を超過した場合の対応

運営事業者は、停止基準値を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 停止レベルに至った原因の解明

- 2) 復旧計画の策定（市による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（市による確認）
- 5) 復旧のための試運転の開始
- 6) 運転データの確認（市による確認）
- 7) 本施設の使用再開

第4節 主灰処理物及び飛灰処理物の基準値を超過した場合の対応

1. 再処理の対象範囲

簡易計測の結果、表 5-3 に示す重金属の溶出基準値（鉛及びその化合物）を超過した場合、前回の正常な計測結果が出てから次の計測結果が出るまでに排出された主灰処理物及び飛灰処理物を再処理の対象とする。なお、計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されている主灰処理物及び飛灰処理物も再処理の対象に含まれるものとする。また、市は重金属の溶出基準値（鉛及びその化合物）を超過した主灰処理物及び飛灰処理物については引き取らないものとする。

2. 復旧の作業手順

運営事業者は、表 5-3 に示す重金属の溶出基準値（鉛及びその化合物）を超過した場合には、次に示す手順で本施設の平常通りの運転状態への復旧を図ること。

- 1) 基準値を超過した原因の解明
- 2) 追加計測結果等を踏まえた改善計画の策定（市による承諾）
- 3) 改善作業への着手
- 4) 改善作業の完了確認（市による確認）
- 5) 改善作業完了後の運転データの確認（市による確認）
- 6) 監視強化状態から平常運転状態への復旧

3. 一時貯留の対象範囲

定期計測の結果、表 5-4 に示す主灰処理物及び飛灰処理物の管理基準を超過した場合は、前回の正常な計測結果が出てから次の計測結果が出るまでに排出された主灰処理物及び飛灰処理物を一時貯留の対象とする。なお、計測結果が出た時点において貯留設備に貯留されている主灰処理物及び飛灰処理物も一時貯留の対象に含まれるものとし、一時貯留場所は市が確保する。詳細については、市と協議し決定するものとする。既存クリーンセンターにおける測定実績データは、要求水準書添付資料-22「放射性物質濃度測定実績データ」を参照のこと。

表 5-3 主灰処理物及び飛灰処理物の基準

項目		対象	基準値		測定方法	
			主灰処理物	飛灰処理物	頻度	区分
ダイオキシン類含有基準		ng-TEQ/g	3 以下	3 以下	1 回/年	定期測定
熱 灼 減 量		%	5 以下		1 回/月	定期測定
含 水 率		%	30 以下	30 以下	1 回/週	定期測定
重金属の 溶出基準	アルキル水銀化合物	mg/L	不検出	不検出	2 回/年	定期測定
	水銀又はその化合物		0.005 以下	0.005 以下	2 回/年	定期測定
	カドミウム又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	2 回/年	定期測定
	鉛及びその化合物		0.3 以下	0.3 以下	1 回/週 2 回/年	簡易測定 定期測定
	有機磷化合物		1.0 以下	1.0 以下	2 回/年	定期測定
	砒素又はその化合物		0.3 以下	0.3 以下	2 回/年	定期測定
	シアン化合物		1.0 以下	1.0 以下	2 回/年	定期測定
	六価クロム化合物		1.5 以下	1.5 以下	2 回/年	定期測定
	P C B		0.003 以下	0.003 以下	2 回/年	定期測定
	トリクロロエチレン		0.3 以下	0.3 以下	2 回/年	定期測定
	テトラクロロエチレン		0.1 以下	0.1 以下	2 回/年	定期測定
	ジクロロメタン		0.2 以下	0.2 以下	2 回/年	定期測定
	四塩化炭素		0.02 以下	0.02 以下	2 回/年	定期測定
	1, 2-ジクロロエタン		0.04 以下	0.04 以下	2 回/年	定期測定
	1, 1-ジクロロエチレン		0.2 以下	0.2 以下	2 回/年	定期測定
	シス-1, 2-ジクロロエチレン		0.4 以下	0.4 以下	2 回/年	定期測定
	1, 1, 1-トリクロロエタン		3.0 以下	3.0 以下	2 回/年	定期測定
	1, 1, 2-トリクロロエタン		0.06 以下	0.06 以下	2 回/年	定期測定
	1, 3-ジクロロプロペン		0.02 以下	0.02 以下	2 回/年	定期測定
	チウラム		0.06 以下	0.06 以下	2 回/年	定期測定
シマジン	0.03 以下	0.03 以下	2 回/年	定期測定		
チオベンカルブ	0.2 以下	0.2 以下	2 回/年	定期測定		
ベンゼン	0.1 以下	0.1 以下	2 回/年	定期測定		
セレン又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	2 回/年	定期測定		
1, 4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	2 回/年	定期測定		

表 5-4 主灰処理物及び飛灰処理物の管理基準

項目			対象	管理基準値		測定方法	
				主灰処理物	飛灰処理物	頻度	区分
放射性 物質	放射性セシウム (Cs134)	Bq/kg	4,000 以下 合計	4,000 以下 合計	1回/月	定期測定	
	放射性セシウム (Cs137)				1回/月	定期測定	
	放射性ヨウ素 (I131)				1回/月	定期測定	

第6章 防災管理業務

第1節 本施設の防災管理業務

運営事業者は、本施設の要求性能（「第1章 第2節 8. 本施設の要求性能」参照）を発揮し、関係法令、公害防止条件等を遵守した適切な防災管理業務を行うこと。

第2節 二次災害の防止

運営事業者は、災害、機器の故障、停電等の緊急時においては、人身の安全を確保するとともに、環境及び対象施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努めること。

第3節 緊急対応マニュアルの作成

運営事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全な停止、復旧等の手順を定めた緊急対応マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。

運営事業者は、緊急対応マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては市の承諾を得ること。

第4節 自主防災組織の整備

運営事業者は、台風、大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織を整備するとともに、自主防災組織及び警察、消防、市等への連絡体制を整備すること。

なお、体制を変更した場合は速やかに市に報告すること。

第5節 防災訓練の実施

緊急時に自主防災組織及び連絡体制が適切に機能するように、定期的に防災訓練等を行うこと。

第6節 事故報告書の作成

運営事業者は、事故が発生した場合は、緊急対応マニュアルに従い、直ちに事故の発生状況、事故時の運転管理記録等を市に報告すること。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、市に提出すること。

第7章 関連業務

第1節 本施設の関連業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な関連業務を行うこと。

第2節 植栽管理

運営事業者は、本施設の緑地、植栽等を常に良好に保ち、適切に維持管理すること。上越市第2クリーンセンターにおける植栽管理の概要は、要求水準書添付資料-23「植栽管理資料」を参照のこと。

第3節 施設警備・防犯

- 1) 運営事業者は、場内の施設警備・防犯体制を整備すること。
- 2) 運営事業者は、整備した施設警備・防犯体制について市に報告すること。なお、体制を変更した場合は、速やかに市に報告すること。
- 3) 運営事業者は、場内警備を実施し、第三者の安全を確保すること。

第4節 見学者対応

- 1) 見学者の受付及び説明は、原則として運営事業者にて行うこととし、施設の稼動状況及び環境保全状況の説明等を行うこと。
- 2) 場内の動線については、決められた動線を遵守し、住民、見学者の安全性に十分に配慮すること。
- 3) 見学者説明要領書を作成し、市の承諾を得ること。
- 4) 見学者説明用パンフレットの内容更新、追加印刷等を実施すること。詳細については市と協議し、決定すること。
- 5) 運営事業者は、本施設の見学者の安全が確保される体制を整備すること。
- 6) 上越市第2クリーンセンターにおける見学者受入人数の実績は、表7-1に示すとおりである。

表 7-1 見学者受入人数実績

施設名	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
上越市第2クリーン センター	2,328 人	1,470 人	1,597 人	2,043 人	1,845 人	1,658 人

第5節 周辺住民対応

- 1) 運営事業者は、常に適切な運営・維持管理を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ること。
- 2) 市が住民等と結ぶ協定等を十分理解し、これを遵守すること。
- 3) 運営事業者は、周辺農地等への光害の影響に配慮すること。
- 4) 運営事業者は、本施設の運営・維持管理に関して、住民等から意見等があった場合、速やかに市に報告し、市と協議の上対応すること。

第6節 積雪対策

運営事業者は、施設の積雪対策計画を作成し、構内道路等の積雪対策（融雪設備、除雪等）を実施し、搬入車両に影響がない状況を維持すること。

第7節 災害発生時の対応・防災備蓄倉庫の管理

1) 運営事業者は、以下に示す什器備品等を納入するとともに備蓄量の確認・維持管理・更新を行うこと。詳細については市と協議し、決定すること。

①水（2Lペットボトル）	500本（2.5L/日・人で換算）
②非常食	200人分×3食分
③毛布	200人×2枚
④幼児用紙おむつ	8名分
⑤離乳食	8名分
⑥生理用品	50個
⑦卓上電気調理器（調乳、簡単な調理等での利用）	2台
⑧発電式懐中電灯	20個

2) 災害発生時には、備品等の搬出等について市の指示に基づき対応すること。災害発生時の対応の詳細については市と協議し、決定すること。

第8章 情報管理業務

第1節 本施設の情報管理業務

運営事業者は、本要求水準書、関係法令等を遵守し、適切な情報管理業務を行うこと。また、管理する情報は、その目的以外にしないものとし、情報に漏洩を防止する措置を講ずること。

第2節 運営体制

運営事業者は、以下の体制について市の承諾を得ること。運営事業者は、必要に応じ下記以外の体制についても作成し、市の承諾を得ること。

- ① 安全衛生管理体制
- ② 防災管理体制
- ③ 連絡体制
- ④ 施設警備・防犯体制
- ⑤ 運転管理体制
- ⑥ 緊急時の連絡体制

第3節 運営マニュアル

運営事業者は、運営マニュアルを作成し、市の承諾を得るものとする。運営事業者は、必要に応じ下記以外のマニュアルも作成し、市の承諾を得ること。

運営事業者は、市と協議のうえ本施設の運営マニュアルを作成する。

運営事業者は、運営マニュアルを必要に応じて改定すること。なお、改定にあたっては市の承諾を得ること。

運営マニュアルには下記①～⑤のマニュアルに関する内容も含めること。

- ① 運転管理マニュアル
- ② 維持管理マニュアル
- ③ 測定管理実施マニュアル
- ④ 緊急対応マニュアル
- ⑤ その他関連業務マニュアル

第4節 運転

- 1) 運営事業者は、本施設の年間運転計画書、月間運転計画書、年間調達計画書及び月間調達計画書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、ごみ搬入量、処理生成物量、運転データ、用役データ、運転日報、月報、年報等を記載した運転管理記録を作成し、市に提出すること。
- 3) 運転管理記録の詳細項目は、市と協議の上決定すること。
- 4) 運転管理記録関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

と。

第5節 保守管理

- 1) 運営事業者は保守管理計画及び保守管理結果を記載した保守管理実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保守管理実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 保守管理関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第6節 補修工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた補修工事計画書、年間補修工事計画書、補修工事実施計画書、補修工事結果を記載した補修工事実施報告書及び年間補修工事実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 補修工事関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第7節 更新工事

- 1) 運営事業者は、運営期間を通じた更新工事計画書、年間更新工事計画書、更新工事実施計画書、更新工事結果を記載した更新工事実施報告書及び年間更新工事実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 更新工事関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第8節 保全工事

- 1) 運営事業者は、保全工事を行った場合は、保全工事結果を記載した保全工事実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、保全工事実施結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 保全工事関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第9節 作業環境管理

- 1) 運営事業者は、作業環境管理計画書及び作業環境保全状況を記載した作業環境管理結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定す

ること。

- 3) 作業環境管理関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第10節 清掃実施

- 1) 運営事業者は、清掃計画書及び清掃実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 清掃関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第11節 測定管理

- 1) 運営事業者は、表 5-1～表 5-4 に示した測定項目及び測定頻度を遵守するように測定管理マニュアルを作成し、市の承諾を得ること。
- 2) 運営事業者は測定管理マニュアルに基づき測定管理を行うこと。
- 3) 運営事業者は測定管理結果を測定管理結果報告書としてまとめ、市へ提出すること。
- 4) 運営事業者は、測定管理結果報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 5) 測定管理結果報告書は、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第12節 防災管理

- 1) 運営事業者は、防災管理計画書及び防災管理結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 防災管理関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第13節 関連業務実施

- 1) 運営事業者は、関連業務実施計画書及び関連業務実施結果報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 運営事業者は、1) に示す書類の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 3) 関連業務関連データは、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。

第14節 施設情報管理

- 1) 運営事業者は、本業務に関する各種マニュアル、図面等を業務期間にわたり適切に管理すること。
- 2) 運営事業者は、修繕工事等により、本業務の対象施設に変更が生じた場合、各種マニユア

- ル、図面等を速やかに変更すること。
- 3) 運営事業者は、本施設に関する各種マニュアル、図面等の管理方法について検討し、市へ報告すること。
 - 4) 運営事業者は、市等が発信するホームページ等に掲載する資料について提出を求められた場合、速やかに対応すること。

第15節 業務完了報告

- 1) 運営事業者は、上記第4節から第12節の履行結果をとりまとめた月間業務完了報告書を作成し、市へ提出すること。
- 2) 月間業務完了報告書は、毎月提出することとする。
- 3) 月間業務完了報告書の詳細項目は、市と協議の上決定すること。

第16節 その他管理記録報告

- 1) 運営事業者は、年に2回、財務諸表を市に提出すること。
- 2) 運営事業者は、本施設の管理記録すべき項目、または受託者が自主的に管理記録する項目を考慮し、管理記録報告を作成すること。
- 3) 運営事業者は、報告書の提出頻度・時期・詳細項目について市と協議の上決定すること。
- 4) 管理記録報告については、法令等で定める年数または市との協議による年数保管すること。